

午前10時2分 開議

議長（角谷英男君） ただいまから平成14年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、18番 成田政彦議員、22番 巴里英一議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において6番 東 重弘君、7番 市道浩高君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第10号 平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第10号、平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算について御説明を申し上げます。

議案書の87ページをお開き願います。内容といたしましては、泉州東部区域農用地総合整備事業の事業用地として泉南市新家5033の1の一部で、面積3,418.17平方メートル、約1,034坪を緑資源公団に売却するものであります。

歳入といたしましては、売却代金4,424万8,000円のうち新家の持ち分7分の1相当額の632万2,000円を財産売払収入として計上させていただきました。

歳出といたしましては、財産売払収入632万2,000円の30%相当額、189万7,000円を一般会計に繰出金として、また70%相当額の442万5,000円を地元公共事業補助金としてそれぞれ計上させていただきました。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 東君。

6番（東 重弘君） おはようございます。質問のめぐり合わせは私にとっては余りよくなくて、夜のくたびれてるときか、朝の眠たいときかというめぐり合わせになりました。どれだけうまく質問できるかわかりませんが、よろしく願います。

私は、この共有地の処分の方法には問題点が多いと思います。特に、契約者及びその共有地の役員の負担がこの処分では大変大き過ぎると思います。この点、質疑において指摘させていただきたいと思います。既に、質問の内容は前回の臨時議会と同じと通告をしておりますし、質疑においてはその回数の制限上、前回の質疑についての答弁も引用して質問をさせていただきますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。質疑に入ります。

まず1点目は、今議会上に上程されたこの財産区の原因になる売買契約書の当事者は浅草共有林組合の組合長と緑資源公団の総裁になりますか、緑資源公団と聞いておりますけれども、この契約者の中に泉南市はどういうふうにかかわっているのか、その契約書の中に泉南市の文言が入ってるかどうか、これが1つであります。

続いて、本議案は御承知のように13年の9月定例会に、また明けて14年の6月定例会に上程をされようとした経緯があります。いずれも取り下げられたのですが、この間に9カ月という年月が経過しております。普通は、取り下げでありましたらどの議案でも直近もしくはその月ぐらいに出てくると、こういう解釈をしてるんですが、なぜこの間に9カ月もかかったのか、御答弁を願いたいと思います。

次に、今議会にはこういう形で上程をされてるんですが、今後緑資源公団の事業に係る収用がどのぐらいあるのか、次年度以降あるのか、ないのかを含めてお答えいただきたいのと、この共有地というのは各地に点在するということからして、緑資源公団以外のこういう収用にかかった場合、公共事業の収用にかかった場合、今後この方針を貫くのかどうかということをお答え願いたいと思

います。

次に、この浅草郷共有林組合、また信達郷林野組合、この2つは数年前から国税局の考えが変わりまして、その所得に法人所得税がかかってきております。この点から見ると、行政には何ら関係のない団体、こういうふうには理解するのですが、この団体が契約するものがどうしてストレートに市に金が入ってくるのか、この辺が大変疑問であります。全く関係のない団体の売買が市へ入ると。この辺の見解をお聞きしたいと思えます。

次に、支払い代金が30%一般会計に入れられていますが、この金の名目ですね。例えば判押し料なのか、土地の所有権の割合なのか、この辺がかつての議案書なり財産区処分を見ましても明らかになってない。この辺はどういうお金なのかということをお聞きしたい。

次に、このような売買形態でありますと、当然納税義務者ですね、これが売買契約者の売り方になると、こういうことが当然考えられるわけですが、この売買契約形態においては課税されるのか、されないのか。そして、かかるとすれば先取りする30%も当然契約者が払うということになります。この取り扱いをどうするのか。これには当然府・市民税という市の取り分もあるわけでございますから、3割取ってなおかつ100%のうちの府・市民税を徴収する、こういう形になるんですが、これにはどういうお考えがあるのか。

また、議案書を見ますと、繰出金は地元公共事業整備補助金、こういう補助金として出されておりますけれども、当然税がかかってきますと、この補助金で支払う、こういう形になりますが、補助金で税を支払う、逆に言うと税の支払いのために補助金を出す、こういう論理も成り立つわけですから、この辺に自治法上の問題はないのか。それと、地方税も同じように補助金で納めるとすれば、補助金を税として回収をする、このことは自治法に照らして問題はないのか。

続きまして、公共事業の土地収用に対しては、土地の提供者に数々の恩典がございます。その1つに代替地の取得という特典があるんですが、さきの臨時議会では市長が内容による、泉南市のためになるものならというか、物によるという御答

弁をいただきました。私は、その物によるものを買うときに泉南市は30%出すのか、こういう質問の趣旨でありました。そして、これがその30%なのか、買った値段の30%なのか、そしてこれを拠出する金の款項目は何になるのか、それをお聞きしたい。

そして、これは地元で根強いんですが、この共有地の代表者は売買契約書に署名する以上、当然土地売買代金でいただきたい、こういう認識でありますけれども、この売買契約書を第三者的に見ても、土地契約書に基づいて受け取る金は公共事業整備補助金というのはおかしいのではないかと。当然、売買契約書でありますから、土地売買代金であるべきだと、私はこう思うんですが、この辺についての理事者の考えはどうなんでしょうか。

そして最後に、補助金について理事者のお考えをお聞きしたいと思うんですが、前回の臨時議会で市長は、私が受けとめたのは、自分が、向井市長が在任中は絶対変わることはないんだと。それはもう当然のことだと思うんです。私は、この共有地というのはその性格上、性質上、100年、200年、300年、必ず残るであろうという観点に立って質問させていただいた。

ここできょうこれから議論するんですが、ただか100年もたてば恐らくだれもおられない。それが200年、300年後の当然残るべき性質の共有地をこういうふうな補助金、特に補助金には議論の多いところでありまして、このような補助金で不安定じゃないのかと。永久に保障できるのか。そういうのは、私はこの補助金というのは首長の裁量だと思いますから、向井市長が保障すると言っても、100年後首長が変わりますと、補助金であれば差し控えたいと、当然このような議論もあるわけですから、その辺のひとつ前回の臨時議会よりももっと突っ込んだ御答弁をいただきたい。

以上で1回目の質疑は終わらせていただきます。よろしく御答弁いただきますようお願いいたします。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 東議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思えますが、多岐にわたりますので、漏れ等あったらまた御指摘をい

ただきたいというふうに思います。

1点目の質問でございますけれども、浅草組合と緑資源公団の契約の中で、市がどのようにかわっているかということでございますけれども、この事業につきましては緑資源公団が事業主体となり、基幹農道の新設事業を施工し、完成後市に移管を行い、認定道路として供用開始を行うものでございます。したがって、緑資源公団としては事業用地の買収に当たり一定の条件があるわけでございます。

当然、現道敷等については買収は行わないということと、財産区契約については、従来から財産区については、山の場合は地元70%、市30%ということで進めてきたわけでございますけれども、地元分については認められておりますけれども、将来的に市道になるということで、30%分については支出できないという、そういう制約がございます。それと、各団体との契約ということは認めているということでございます。

そういう関係等もございまして、今回の契約につきましては、従来の山の売却等につきましては財産区管理者泉南市長という形で契約を行ってきたわけでございますけれども、今回の基幹農道、緑資源公団の事業については、先ほど申し上げましたように市30%の取り分が入らないという、そういう契約になりますと入らないという経過もございますので、この事業、基幹農道に関しましては地元林野組合に契約者として契約を行っていただいて、その中で売買代金について市の指定する口座に入金をするという形の中で3者合意を行っているわけでございます。

その入金されたお金で今回提案させていただいておりますような財産区会計を設定し、70%は地元公共事業補助金として、30%は市の一般会計への入金という形をとらせていただいているということでございますので、この契約についても市、事業者、地元と3者で協議をした中でこういう形で進めさせていただいたということでございます。

それと、この議案につきましては昨年の9月に提案をさせていただいて、それで取り下げを行ったという経過がございます。この基幹農道の事業につきましては、まだ続いて信達郷共有山とかの

関係の契約等もあるということの中で、そちらの方との協議という問題もございまして、一定整理するのに大変時間を要したということで、この14年度の6月以降の提案という形になったわけでございます。そういうことで、地元との調整に大変時間を要したということの中で、14年度6月からの作業ということになっておるわけでございますけれども、そういうことで大変おくれたということでございます。

それと、この議案以外にこの事業についてほかにまだ収用の予定はあるのかということでございますが、あと、先ほど申し上げましたように浅草共有山の山についてもまだ一部事業用地としてかかるということと、信達郷共有山についても事業用地としてかかるという予定になっておるところでございます。

それと、税の関係を申されたわけでございますけれども、今回のこの契約については浅草共有山との契約ということでございますので、税についてもいろいろと御心配をかけているわけでございますが、この事業についての譲渡税については、一般的に事業をやる場合は租税特別措置法の特別控除というのがございますので、その関係で控除されるのではないかとというふうに考えておりますが、別の手続ということもあろうかと思っておりますけれども、それは権利者等と緑資源公団等との協議の中でどちらを選ぶかという形になろうかというふうに思います。

それと、30%一般会計に入るお金の関係でございますけれども、財産区財産の売却については、従来から地元、市の配分の関係は山林ということで、30%は市の方に繰り入れをするという形で処理をさせていただいておりますので、現在までそういう形で進んできているということの中で、今回も30%については一般会計に繰入金ということで公債費管理基金の方に積み立てをしたいというふうに考えておるところでございます。

それと、代替地取得の関係があったわけでございますけれども、今回の代替地取得につきましては、売買契約時までに代替地提供者等があれば、3者契約により代替地提供者は1,500万の特別控除及び低減税率が受けられるということでござ

いますが、それと契約時までには代替地提供者がなければ、収用に当たった日から2年間の猶予期間があるということですが、この場合、代替地提供者には特別控除等がないということになります。

それと、代替地の取得の趣旨なり組合の考え方、市の考え方等があるわけですが、そういうことがある場合は、当然契約までに組合と市の方で協議を行っていく必要があるというふうに考えておりますが、今回のこの件につきましては金銭補償という形で話し合いができていますのでございます。そういう関係で、今回は代替地の関係については取り扱っていないということになります。

それと、補助金の関係についても言われたわけですが、現在までこういう財産区の売却につきましては、従来から行ってきたような形で財産区会計を設定をして運用を行って来ているわけですので、その中で地元への支出分については負担金補助及び交付金という支出科目の中で地元公共事業補助金という形で支出をさせていただいているということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） ちょっと1つ抜けてた分が税の課税の問題であろうと思います。当然、今回のこの事業については租税特別措置法で5,000万控除を受けられるという事業になっております。その中で70%を地元で繰り出すわけですが、その中で繰り出したお金を住民税とかそういう税に充当してもいいかということにつきましては、これはあくまでその組合の運営という中での問題だと思いますので、これについては地方自治法上問題はないというふうに我々考えております。

〔東 重弘君「抜けてますよ、たくさん。指摘しましょうか」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 抜けてると言ってますけど、指摘してもらいましょうか。カウントしませんから、どうぞ指摘してあげてください。東君。

6番（東 重弘君） 中谷部長、まとめてお答え

をされたんで、それは質疑で確認するとして、緑資源公団以外、今後の処分はすべてこのようにするのかという話には答弁をいただいております。それと、みなし法人が契約する。全く市と関係のない団体が売却したものがなぜストレートに市の財産区会計に入るのか。これが抜けております。

それだけ答弁してもらって、あとちょっと前回の答弁との整合性、また質疑の中でさせていただきます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 失礼をいたしました。

緑資源以外に処分をどのようにするのかということですが、従来からこの財産区財産の処分については、財産区管理者泉南市長ということで契約を行ってきた経過がございます。先ほど申し上げましたように、今回の緑資源公団の部分につきましては、この道路については最終的に市の管理道路ということになりますので、従来からの配分の市入金分については入らないという話もありまして、今回のこの緑資源公団の事業についてでございますけれども、こういう形で地元での管理者で契約をしていただいて、泉南市に入金をするという形の形をとらせていただいたということになりますので、そういう緑資源公団のような制約がない場合は、従来のような形の財産区管理者という形での契約ということになるのかというふうに思います。

それと、代金が市の方にストレートに入ることになりますけれども、これも先ほど申し上げさせていただいたと思いますけれども、そういう経過があるということで、財産区管理者で契約をするとストレートに市の財産区会計を設定してそこに入ることになりますけれども、今回の場合は契約はあくまでもそういう状況があった中で地元と契約をいただいて、代金については市の指定する口座に入金をさせていただくということで、3者で合意をした中でそういう処理をさせていただいたということになります。その入金されたお金で財産区会計の予算をつくって、そこで70%、30%で配分して行うということにしておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 契約の手法でございますが、今回は緑資源公団の方に用地買収については一定の制約があったということで、今回こういう各代表の方と契約ということに至ったんですけども、今後についてもまたこのような事業があって、また買収にかかるかもわかりません。また、どういうふうな内容の売却があるかもわかりませんので、今後やはりその組合等の代表と契約することがあるということでございます。議長（角谷英男君） 東君。

6番（東 重弘君） まだもう1つ抜けてるんですが、これは再質の中でやらさせていただきます。

まずこの前は、泉南市はこの契約書にかかわっているのかどうかということを確認にこの契約書には明記されてないという御答弁があったんですが、もう市の考えをそのままに、この中で市に入ることを前提に答弁をされてます。私の質問は分けてしてるわけで、それがこの契約やったら、当然地元が売買代金を受け取るべきだという考えからしてるんですよ。これは見解がもう根本的に違うということを申し述べておきます。

それと1つ、納税で中途半端なお答えをいただいたんですが、あなた方は7割を保障するような答弁をずっとされてますが、私聞きたいのは、これに税金がかかってくると7、3じゃなくなるでしょう。この税については、前は5,000万の控除がある。そんなもん1事業1回やないかとの再質に対して、農林省に任せてる、こんな答弁してるんですよ。違いますか。そういう答弁されてますね。それで、今回これ答弁ないんですよ。なぜないのか、抜けてるところを指摘していく方が1回助かったんかなと思います。

それからもう1つ、代替取得の特典。これはどこに聞いても市が関係ないんですから、市に申し入れることはなくて、税法上の問題ですから、この前も言いましたように、その年度の3月15日までに買いかえます。3者契約というのは、その代替地の提供者に、中谷部長ね、そういう今御答弁いただきましたけども、そんなこと聞いてないんですよ。3者契約やったら、なるほど提供者

に恩典があると、答弁されたとおりですけど、そういうことを聞いてないんですよ。単に税がかかってくると嫌やから買いかえますわ、こういうのが私が言うてることなんですよ。

だから、それで3月15日にすると。あなた方はしっかり答弁してない。5,000万控除なんてものは、たちまち御答弁の内容からして、来年新家、この浅草がもう一度かかるんですから、たちまちどっちか使うたらどっちか使えないんですから、これは外れますよね。そういうことを指摘してるんですよ。

だから、申し出がないとかそういう問題じゃなくて、それは3月15日に契約者の権利として行使した場合、そして泉南市のためになるもの、物によるという市長の御答弁による中で、それに合致するものを代替地としたらどうするか。これはもう根本的に答弁が違うんですよ、考え方が。

だから、再度私の質問は違うんだということをお理解の上、出すのか出さんのか。それは一般会計へ繰り入れたら30%になるのか。それとも買ったものの3割なのか。これをはっきりしないと、たちまち49%になるんですよ、7掛ける7で税金取られると。ほぼ41%ぐらいになるんですよ。7、3と言われても、全然違うやないですか。

それと、これ売買代金は土地売払代金でないのはおかしいじゃないかということで、前回と同じようにニュアンス的に少し違うんですが、前は土地売買代金の解釈をしています。今回も似たような答弁をいただきましたけども、解釈と書いてることと違うんですよ。あんな補助金というのは、土地売買代金で絶対に読みかえないですよ。これはだれが見ても、こんなもの土地売買代金が補助金ですわと。あなた方は説明して、ここではなりませんけども、だれが見てもこれが売買代金という解釈できますか。2回目はそれだけにしときます。議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 代替地を購入した場合、また市に30%を繰り出すのかという質問だと思います。

今回の場合は、金銭補償ということで処理をやっておりますけども、次回またかかるということで、1事業1回限りという制約もございますので、

租税特別措置法がもうかからないということもございまして……（東 重弘君「違うて、申し出がなかったも3月15日にできると言うてるんや」と呼ぶ）……この代替地の場合は、今回代替地ということが、財産区の関係で代替地というものは一応初めてということもございまして、同じものを代替地として取得するという考えのもとでございまして、これはやっぱり組合の考えとか、いろいろその辺の協議が必要やということになると思います。

今ちょっと、この場で即いろいろの組合の考え、市の考え等がございまして、その辺はそういうふうな代替地等の申し出があったら、十分誠意を持って協議を行っていきたいというふうに考えております。

補助金ということ、予算上負担金補助及び交付金、説明では地元公共事業補助金というふうになっておりますが、これは今まであくまで予算説明上の形式上の問題ということで行って来ました。今後、この地元公共事業補助金ということにつきましては、今後何かほかにいい方法がないか、このことについては十分検討していきたいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 東君。

6番（東 重弘君） 議事進行です。これから考えるて、どの議案を審議してるんですか。そんな答弁あきませんよ、議長。この議案についてせな、これからするて。それと、さっき私言いましたけど、そんなものは先に決めとくべきじゃないですか。

議長（角谷英男君） 東君に申し上げますが、本来議事進行というのは、御理解いただいてと思えますけども、その辺はひとつ改めて御理解いただいて質疑を続行いただきたいと思います。

なお、理事者にも申し上げますが、質問者の趣旨をよく理解されて答弁を願いたいというふうに思います。 東君。3回目です。

6番（東 重弘君） 私は議事進行なんておかしいと思いますよ、質問者がね。だけど、全然違うことを言うたやないですか。これから考えるなんて、そういう話もありますけど、3回の中でおさまりませんからね、そうしてますと。だから議長、

3回というのを守らすんやったら、正確な答弁をしていただくように議長からお願いしていただかんと、こういうおかしなことになると思うのですよ。今も前例がないて。前例がなかったらしないのかと、こういう話、前例がないから質問してるんじゃないですか、わからんから。前例あったらそんな質問しませんよ。

それと、これから方針を考えていく。それ、答弁と矛盾しますよ。今後、このようなやり方でやるんかと。変わりますがな、このようなどおりでやるということ。じゃ、その答弁と今の答弁とどう整合するんですか。今後、このような形でするんかと。このような形ですると言われたじゃないですか。今後検討するというんやったら、答弁おかしいですよ。矛盾してますよ、明らかに、議長。この点も言うてるんですよ、僕。そうでしょう。それから、もう3回目ですから、その点はきちっと答えてほしい。

それと議長、もう1回許していただけませんわな。だから、私は冒頭申し上げた、この契約形態であると、地元の契約者、大変な負担があると申し上げました。100年、200年後、当然残るでしょうし、これが本当にこの地区に長く住んでる方が、権利を有してる ほかの形態もあると思いますが、その人らが集まってやる機会多いんですよ。もし何かミスがありますと、このときに何でこんなことしたんやというような話もなるわけです、実は村の寄り合いなんかでは。

そういうものを含めて私は言うてるわけですから、今の2点の質問を正確にさせていただきたいのと、この契約でいくと負担が大変かかってくるというのはどういうことが挙げられるかということ。を指摘して、3回目の質疑をこれで終わりたいと思います。

まず1点目は、契約に全く関係しない泉南市への契約書からすると協議をしてる、そんな痕跡は何もないんですよ。緑資源公団と代表者だけの契約なんです。こんなものが後日、何で市へ入れたんやと、どんなこと入ったんやと。それと、それに相まって、税金の問題なんかでござらんと、まずこれが問題になってくる。それから、取り決めのない納税の義務が発生する可

能性が強い。これも先日さしてもらいました。それで、補助金の支払いで受けると、今後非常に問題が多い。これは昨今の補助金についてのシビアな考え方が入ってくると思います。

それから、これも御答弁なかったんですが、前回いただいてますのでいいとしたいんですが、支払いが補助金名目では非常に不安定だと思うんですね。

それから、代替取得についても先ほども指摘しましたが、何の具体的な方針が明らかにされてない。これをやると、どうしたらええんかということ。

それと、1つ抜けてましたが、税ですね。農林省、中谷部長が答弁されたんですが、特別措置法及びまた別の方法も検討という話ですね。実は私、緑資源公団に聞きました。別の方法も検討してる。それはどういうことかといいますと、支払い調書を泉南市名義にできないかと。租税特別措置法はもう2回かかってきますから、たちまち来年か再来年、新家で判断せないかんわけですね。700何ぼと、次はたとえ100万でも何の控除もないんですから、かかってくるわけですから、この判断をせないかん。緑資源公団はそんな頼りないことよりも、全くかからない方法、支払い調書を泉南市にしたい。してる。実は、臨時議会の前にも聞きました。今やってますが、まだ返事ない。今議会の始まった日にも聞きました。税務署はうんと言うてくれないんですと、こういう答弁ですよ。

だから、あなた方はこれを本当に知ってるのかどうか。この前の答弁から別の方法も考えてるというから、進歩してるんでしょうけども、こんな不安定なことでやってるんでしょう。大変ゆゆしいことじゃないですか。この税金がかかってくると、契約者は難儀しますよ。それにさしたる、確たる稟議もしてない。こんなことでこんな契約を認める。当然、やると問題点というのは指摘されるし、当然出てくるじゃないですか。

議長、2点ね、答弁が違う。答弁が矛盾してるという点と、どうするのか、出すんか出さへんのかと、代替地のね。これははっきりしていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、この契約というのは、本来は泉南市が共有地あるいは部落総有の用地を売却した場合の契約方式ですね。いわゆる財産区方式がベースになっております。我々の方もそれを当初から主張しておったんですけれども、今回は事業者は公団ということでございますが、将来はあの農道というのは市道扱いになると。要するに市のものになるということになるということで、その場合に従来からの7割、3割という中での話からしますと、将来同じ市のものになるんだから、その3割分は公団としては買えないという話の中で、じゃいかに処理をするかということで協議を何回もいたしました。地元の皆さんは、東議員おっしゃるように地元の契約、地元への収入ということを主張されました。

私は市長という立場で、市民といいますか市の利益ということを考えて、その3割をカットした7割で契約されるというのは困ると。10割で契約できて、しかも3割が市の方の一般会計に入る方式というのを主張しました。なかなか当事者とも話がスムーズにはいきませんでしたけれども、しかし私どもの方でその辺の主張をし、理解もお願いして、代表者の方の御理解は得ております。ですから、従来からやっておりました契約からしますと、おっしゃるようにイレギュラーであるのは確かだというふうに思いますが、しかし市の立場に立てば最善の処理方法だというふうに考えております。

したがって、今後こういう同じような路線というのはまだ続いていきますので、そういう場合にまた共有地なり何なりがかかるということになれば、一定こういう方式にならざるを得ないのかなというふうに考えております。しかし、例えば府道とか、将来府のものになるとか、市以外の所有者が道路とかいるんな施設で管理されるという場合は、当然従来方式、いわゆる財産区による契約という形でいきたいというふうに思っております。

それと、代替地の話でございますけれども、今回は私ども代替地取得という話は聞いておりませんが、今のところですね。事前にやる場合は3者契約と

かやる場合もありますし、それから事後にやる場合もあるというふうに思いますが、これはその代替地の取得の目的とか用途、規模等ですね、これが明らかにならないとなかなか市としてどう対応するかというのはできないというふうに思います。

例えば、地域で代替地を取得して、市民のレクリエーションとか利益に供するというようなものであれば、それはまた御相談をさせていただきたいというふうに思います。ただ、耕作場とか、あるいは果樹園にするとか、そういうことになりましたならば、その地元さんでお買いいただいて、そのかわりきちっと名義は市というか従来の共有地とは違う形での処理というふうにしていただいたらいいんじゃないかなというふうには思います。

したがって、これは具体的に御相談があれば、もし代替地を取得したいということであれば、その中で当事者の方々と協議をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

〔東 重弘君「抜けてるで。税の問題。7、3が崩れる。さっきの答弁は、特別措置法も崩れたし、特別なというも崩れたし、どうするんや」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 税の指摘が再度あったわけでございますけれども、最初に説明させていただきましたように、租税特別措置法は1事業1回ということでございます。それと、今東議員からも紹介があった公団の方法等もございしますが、次の事業がかかってくるのがもう目に見えておりますので、我々としては当然地元迷惑をかけられないということの中で、これは公団、地権者等と十分協議をさせていただくという考え方でおりますので、その辺で御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

堀口君。

15番（堀口武視君） 今の質疑を聞いておまして、いろいろ答弁も聞かしていただいた中で、私は私なりにちょっと整理をさせていただきたい。

特に、今回の契約形態が浅草山共有林野組合と緑資源公園になっておりますね。契約書もこうして見せていただくと、泉南市が介在する余地はど

こにも読み取れないわけですね。これは民法上からいけば、市の考え方をお聞きしたいんですけども、これで商取引は成立したと、こういうことにならして、市としての見解として問題ないんでしょうか。

今、この売買の3割が一応市に歳入されると。そして7割を払い出すという議案なんでございませけれども、この審議する要件が、議会が果たして審議してる部分はただこれだけなんですね。このことがどうなのかということだけなんですね。そしたら、契約形態の基本的な話はこの議会には何も権限ないわけでしょう。そう解釈していいわけですか。それも1つお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど答弁を聞いておりますと、私は理事者側が何か経過を忘れてしまってるんじゃないかなと。特に、信達郷の経過がございします。昭和58年ごろまでは全部処分されると一たん信達郷に歳入されてた。このことは多分理事者の方御存じでしょう。ところが、この経過は古い議員さんなり、あるいは市長もよく御存じだと思うんですけども、昭和59年後半からいろんな論議が起きました。60年にかけて大変な政争問題になりました。

このことは、ある物件から今言ったように信達郷へ歳入されてた分が泉南市の一般会計へ歳入されるという経過が起こってきたわけですね。そのことに対して、17カ村の集落が異議を申し立てた。そこで訴訟まで起こした。大切なその17カ村の住民の何百万という金を使って裁判まで起こした。その結果ははっきりしてるわけですね。17区総有だということははっきりしてるわけです。これは判決文もあるわけですね、ここに。

その中で我々の考えておるのは、どうしてこの今7割、3割という話が出たかといいますと、やはり当時はこれだけ大きな市民を巻き込んだ政争を起こしたと。我々の組合としても、ある意味では市民にある部分を開けた組合として開放していること。そういう中で当時の市長とも話をして、できたら財産区のない地区にこの3割を使わせていただきますようにと、こういう経過が7、3という経過で今残ってきてるわけです。

ただ、本質的にはこの7割、3割、僕は例えば

信達郷が7割、3割にノーですよ、100%信達郷のもんですよと言え、またこれはもともと、何も決められたものでないということを理事者側が確認していただかんと、こういう問題が起ってくる。

だから、形態からいえば、今回の問題でも本当はこの100%浅草山林野組合に歳入をさして、3割を市に戻さず、これが僕は本来の姿で当然いいんじゃないかなと思うわけですが、今までの形態を市長が重んじられてこういう形をウルトラCだという格好でとったんだと思うんですけども、本来の姿でいいますと、今東議員が言った税金の問題もここで解決つくわけですよ。例えば、3割は寄附なんだという認識を持てば、当然売買ったところに税金がかかってこようと、それは3割勝手に寄附したんですから、あとは売った方が税金を持てばいいわけです。そうでしょう。だから、僕は認識の問題、今お尋ねをしたことを理事者側がちゃんとどういう認識をされてるのかとお答えを願いたい。

それから、先ほど答弁の中で3者合意という話が出てきたんですけども、それなら当然この契約書の中に私は泉南市の名前が入ってなければおかしいし、また3者合意の合意書がなかったらおかしいんじゃないかなと思いますけども、その辺はどのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

その辺、基本的な今の東議員にかかわる質疑についてはそのくらいちょっとお聞きをしときたいんですけども、ある意味、今回のこの浅草山の共有林の処分は、基幹農道にかかわる処分でございます。この基幹農道の、私はいろいろこの本会議の中でもルートについてはいろんな質問をしてまいりました。

その中で市の方の答弁は、これは地元要望なんだと、ルートについては、特に新家地区は私はわかりません。これから先になってきます信達郷の部分なんですけども、これは地元要望なんだという答弁がずっとされてきた。私は私なりに地域の発展を考えて別のルートを想定してありましたけれども、希望ルートはございましたけれども、これは地元要望だということになれば、我々議員と

しては地元が納得してるからそれは仕方ないんだろうなという思いでありましたけれども、実は先日緑資源公団と話をしますと、これは市の要望なんだと。

というのはなぜかといいますと、地元からこのルートでは困るという異議申し立て、何とかルートを変えてくれという要望が出てきたわけですね。それをもって、緑資源公団と話をしますと、おかしいじゃないですかと言いますと、これは市の要望だと緑資源公団はおっしゃるわけですね。

だから、これはいろいろあると思うんで、僕は市長に1つお聞きしたいんですけども、私はこのルートというのはやっぱり地域の住民が、あ、いい道がついてくれたと喜んでいただけないけないと、ずっと私は主張しとるわけですが、市の将来展望とあわせて、市にとってはどのルートが一番いいのかということも考えて、あるいは僕は特に今回のその基幹農道については、泉佐野岩出線のところでとまってしまうわけですが、当然市の将来展望を考えると、市は今ほんとにやる気があるのかどうかは別にして、火葬場の計画があるわけですね。

そこには、やっぱりこういう国策を通して、できたら農業公園のところまで引っ張っていくには、今の新しい府道のバイパスまでこの広域農道を持っていていただくのが一番いいわけなんです。当然、その火葬場の地域要望としても、その要望が出てくると思うんですね。

そういうことを考えて、僕は市長自身が果たしてこのルートがどうなのかということを精査されたことがあるのかどうか。特に泉南市のことを考えれば、あるいはその地域の発展を考えれば、そういうことを市長自身が精査されたことがあるのか、担当者任せにしてないのかと、こういうことを1つお聞きをしたいと思います。

それからもう1点、今回処分されたところをもう既に工事にかかれてるわけでございますけれども、施工承諾も出して工事にかかれてるわけでございますけども、この工事の発注状況を見ますと、1工区は五洋建設、2工区が鴻池組、特に契約金額、請負金額というのは1工区で2億2,000万、2工区で1億9,900万。3工区は地元の

稲葉組さんがやられてるんですけども、これは9,900万。

これだけ泉南市の建設業者が大変不況の中で、できたら僕は緑公団の仕事とはいえ、今言った1工区、2工区にしたって、泉南のAクラスの業者で十分対応できる工事量じゃないんでしょうか。その辺、もしそうだとしたら、やはり泉南の市長として当然、緑資源公団にはこういう事業は地元で発注してくれと要望をしてやるのが私は思いやりじゃないかと思うんですけども、その辺のお考え方もあわせて聞かしていただきたいと思います。ひとつお答えを願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、ルートなんですけれども、特に六尾地区ですね。現道タッチのあたりのルートについては何案か検討した経過がございます。私もエンジニアの端くれとして、いろんな角度から検討さしていただきました。原案はどちらかといいますと一番海側といいますか、水道の浄水場の近くということになっているわけですが、もっと山手にタッチできないかということも考えたところでございますし、また一方では六尾は圃場整備いたしますので、その圃場整備との関係もありまして、どのあたりがいいのかということも検討いたしました。

1つ、特に現道タッチの場所なんですけども、御承知のように現在六尾地区、金熊寺地区、泉南岩出線の4車線化をされておられまして、特にトンネル周辺、要するに山手へ行くほどかなり勾配的にも上がっていくし、また位置的にも高い位置になるということと、それからトンネルの出口からの離間距離等がありまして、大阪府といたしましてもその辺の対応については非常に厳しいというお話もありました。

そしてもう1つは、さっき言いました圃場整備の真ん中を割るというのはいかがかということもありまして、今のルート、最も海側というルートで今検討してるところでございます。

したがって、議員言われますように、複数ルートについては当然検討さしていただきました。縦断勾配とかを含めて、カーブとかを含めて検討さしていただいたんですけども、やはりもう少

し山手にというのはかなり無理があるという結論になった次第でございます。

それと、もう少し南へ延長できなかったのかということでございますけども、当初我々の方もお願いしておったわけですが、ただこの基幹農道というのは、農道だけではなく、それと合わせた再整備というのが1つの条件でございまして、もともと金熊寺地区でも圃場整備の計画もあったわけでございますけども、これはとんざしてしまっておりますけれども、現在は六尾地域ということになっております。さらにもっと南で、おっしゃるような場所で圃場整備とかそういうことの計画があれば、それとセットにできたかというふうにも思うんですけども、現在はそこまで至っておりませんので、岩出線で一応この基幹農道としての事業は終結するという形になっているところでございます。

それと、公団の発注のお話もございましたけども、発注者が緑資源公団ということでございまして、あちらのそういう発注条件によって発注されてるんかというふうには思いますけれども、しかしこういう不景気の時代でございますので、これからさらにどんどん泉南地域工事が発注されていくというふうに思いますので、御指摘ありましたように、少なくとも地元業者で建設可能な規模あるいは技術的なもんも踏まえて、そういう範疇にあれば当然地元の業者さんにも入札に参加する機会を与えていただくように公団の方には改めてお願いもしていきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から2点につきまして御答弁をさしていただきとうございます。

まず、1点目の契約の件でございます。契約の経過は、先ほど東議員の質問に対して市長が答弁をさしてもうたとおりでございます。当然、議員おっしゃるとおり、契約書には私どもは名を連ねておりません。協議の段階では当然市もかかわっての3者協議を、これはもう当然行っております。

契約上では市がかかわってないんですけども、一方、契約の当事者、いわゆる旧新家村ほか3郷共有林野組合の組合長と一応同意書、これは泉南

市との間の2者の同意ですけれども、この同意書を交わしております。その同意書の内容は、市といましてはまず新家村ほか3郷共有林野組合を契約の当事者と認めますということが1点でございます。まず、そういう形で契約の当事者と認めますということが1点でございます。

そしてもう1点、その契約に係る持ち分、これは泉佐野、田尻町とのかかわりもありまして、当新家地区の関係につきましても、配分は7分の1しか権利はございませんので、その持ち分、新家の持ち分の7分の1の請求に関することは、その補償金、要するに土地売買代金の受領につきましても泉南市の指定する口座とすることということで、契約の一方の当事者である新家村ほか3郷共有林野組合の組合長との間で同意書を締結しているところでございます。そういうことの処理として、契約上ではうちは名を連ねてないということは事実でございます。

一方、財産区の基本的なことでございます。議員おっしゃるとおり、昭和63年には大きく訴訟までありまして、当然和解勧告が出ております。この中には議員おっしゃるとおり、財産につきましても部落総有という形、そしてもう1点、原告、被告がこの物件をもし処分する場合は、当然原告及び被告の承認を得るといふことの大きくこの2点で和解がまず成立をしておることは事実でございます。

議員も今おっしゃったとおり、やはりじゃ処分した場合どうするのかということが、当時うちの場合は山林の処分が議員おっしゃるとおり、63年以前はやはり直接林野組合やったら林野組合、信達郷の方へ入った経過もございまして、要するにこの訴訟の紛争の和解勧告以後、やはりどうすればいいんかということもありまして、その当時は池及びその他の土地につきましても財産区財産という方策でやっておりましたので、それと同じ方法をとったらどうかというような意見も当然ございまして、当市議会の関係も、じゃそういう形をとり、配分率については7、3でどうかというようなこともございましたので、そういう形で今現在至っております。

私どもは、この方法は一番今までも問題も余り

少なく、いい方法だと考えておるところでございますので、今後もこの方法をやはりとっていきたい。基本的には財産区財産方式をとってまいりたいと、かように思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 答弁抜けてるで、議長。商取引で認めるんかどうかという部分と、この議会でこの契約自身が論議されるべきもんじゃないのか。今言うてるように、ただこの歳入歳出だけが論議されるんか、その辺の認識をちょっと。抜けてるんですよ。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 当然、商取引ということで、契約の問題やと思うんですけど、私先ほど言うたとおり、同意書で契約の当事者は組合であるということであるので、これは当然認めております。今回議案として上げてるのは、契約締結の議案では当然ございません。処分を行った関係上で、あくまでも財産区会計の設置ということでございますので、契約は直接の議題ではないということは認識をしております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 今、いみじくも助役の方から答弁ございました。実は、この契約書自身がもう既に民法上成立してると。とすれば、先ほど東議員が質問した論議は、僕はむだな話なんです。100%当然一たんこれは浅草山共有林野組合へ入れるべきだと。それから3割を例えば市に戻す。そうすると、先ほどの東議員の議論の矛盾が消されるんじゃないかなと、こう思うんですけども、形態上こういう形をとったと言うことは、僕は一部やむを得ないかなと。

ただ、認識的に市長ね、これはそういう形態のもんだということ、僕はぜひ認識をしていただきたい。だから先ほども言いましたように、昭和58年以前の従前の山の処分に關しては、今言うてるような、例えば池とかかそういうような形の財産区じゃなくて、当然その部落のもんだという形でその信達郷の組合へ全部歳入してきたわけですよ。

それがある日突然、何が起こったんかわかりませんが、大変中身があったんでしょうけども、突然市のもんやと言いだしたことで政争が起こった。結果的には、全国どこの裁判、判例を見ても、これはそういう判例を我々はいろいろ調べましたけども、地権者の方が勝訴してるという事実がございます。現実には、我々の信達郷もそういう判決を勝ち得たわけです。

だから、認識的に僕は間違ってもらったら困るのは、今の7、3というのは何も、今助役ね、財産区と同じようにということじゃないんですよ、その当時の経過は、我々当事者の中での経過は、3割は今財産区を持たない区のために信達郷が提供しようとして、そして、方法論としては今のような7割、3割という形にせざるを得んというのが市議会の議員同士の話し合いの中でできた話なんです。だから認識は、当然この財産は権利者のもんなんだという認識を持っていただくと、先ほどの東議員の税金がどうやのこうやのという話は僕はなくなってくると。当然、そうでしょう、70であろうがどうであろうが、任意で3割出したものは当然売った方が税金を負担するのが当たり前のお話なんです。そうなんですよ。

だから、そういう認識をひとつもう一度確認をしときたいのと、市長ね、それと先ほどの答弁の中で、例えば大阪府、僕はこの問題について信達郷との調整ということをよく言われてますけども、その調整経過の中で、これはいろいろ保存登記の話は解決つきました。

それから、契約形態については当然我々としてはこれでいいんだと、信達郷としてはこれでいいんだと。ただし、私が言いましたのは、これがイレギュラーであって、次からもとへ戻すようにせなだめですよ。これはこのままの形態で今後も行ってくださいよと。

いろいろ論議があります。税金の問題とかいろんな話がありますが、我々の組合の中でも役員会にかけて、このことを相談いたしました結果、じゃこれからもこういう形態で行ってくださいよということを一つ助役とは確認してるはずなんです。だから、僕はその辺の答弁はちょっと食い違いがあるかと。今後例えば、府なんかはもとへ戻

すという話は、僕はちょっと納得できないということを一つ言うときたいと思います。

それから、ルートについてなんですけども、当然市長おっしゃることもわかるんです。僕は、地元住民がそれでいいんじゃないと思うんですけども、ただその農業公園が当初、これは私はたしか副議長の当時、古い話だったと思うんですけども、吉田副知事という方がおられて、堀口さん、お土産だという話の実はこの基幹農道だったんです。そのときの話が農業公園を起点に河内長野までという話があったんですね。

今回、この農業公園を起点にするんなら今のところで取りつくと、どっちへ回るにしたってコの字型に農業公園へ行かなきゃいけない。だったら、当然今新しいパイパスまで引っ張っていただくのが泉南市のためにとっても、あの地域の将来発展についてもいいんじゃないですかというお尋ねをさせていただいたわけでございます。だから、そういうこともひとつ、簡単に結構でございますけども、お答え願いたい。

地元業者については、私はこれから信達郷の山にかかわってくるものについては、緑資源公団に当然泉南市の業者を指名しないと用地は同意しないということを強く要望するつもりでありますけれども、ぜひ市長もやはり市内の業者のこと、今の状況を考えれば、僕は大変な状況だから、その辺のことはどこの業者にせえと言うてるわけじゃないですから、泉南市内の業者を使えと。我々は空港の問題についてもずっと企業局なりあるいは閑空なりにそういう要望を、市内の業者を使っていたきたいという要望をしてきたところがございますから、できたら市長もそのぐらいの強い姿勢を緑資源公団にお伝えを願いたいなと、このように思います。

ちょっと、何点が質問らしくない質問になりましたけど、お答えを願いたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 契約については地元ということでございますけども、我々の方もそういう市が全く関係なしに、地元と公団と契約したということじゃなくて、市はそれに対して一定関与といえますか、はしております。同意といえますか、

そういう形でやっております。これは佐野も田尻も同じだということでございます。

それと、過去の信達郷共有林野組合との裁判の経過、あるいはその和解ですけれども、私も当時職員でございましたので、そのあたりのことは理解はしているつもりでございます。その中で、お互いにもし売却した場合の配分ということで7割、3割という1つの線で今日まで来ると。そして、契約方式が財産区方式という形で来るというのも事実でございます。

したがって、我々も今回それを踏襲したいということでございましたけれども、先ほど言いましたように、そうなることによって市として、オール泉南市としてマイナスの要因があったということもありまして、こういう少し変わった形態にはなったということでございます。

したがって、今後この路線についてはまたさらに共有地あるいは信達郷の皆さんにも御協力をいただくかなきゃいけないというふうに思いますので、この点については同様の形でやっていきたいというふうに考えております。

それと、農業公園までの延長ということでございますけれども、これについては当面新しい岩出線までの延長というお話だというふうに思いますけれども、これについては先ほども申し上げましたように、当初の段階としては我々としてはいろんな形でできるだけ市として有利な方法ということで、いろんな要望なり案なりというのは出さしていただいた経過はあります。

ただ、具体的に煮詰めていく中で、やはりこの道路というのはあくまでも農道だということと、それと農地の面的整備というのが1つの条件でございまして、六尾地区でやっていただけるということで、そこで一たん終結するという形になったわけでございます。

したがって、あとは今後いろんな事業が展開されていきますけれども、それはそれで新たな考えでのアクセスということを考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

それと、工事発注の件は先ほども申し上げましたように、緑資源公園の方には、これからまだまだ泉南市内で工事が続いていくというふうに思い

ますので、可能な限り地元のそういう業者さんの入札への参加の機会を与えていただくように、私どもの方からもお願いをしまいたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 堀口君。3回目です。

15番（堀口武視君） 私は信達郷の管理者も兼ねております。信達郷としては、先ほどから言いました認識のもとに権利は権利として我々は認めながら、山あるいはこういう3割については一般の市民の方に供与していこうという運営形態には変わりございません。だから、そのことをちゃんと認識していただければ、私は今の状態でこういう議案になるということはやむを得ないと。だからそれは了としたいと、このように思います。

1つお願いをしときたいのは、これも見解を聞かしていただきたいのは、先ほど東議員の中でも7割の払い戻しについて公共事業整備補助金、こういう形で補助金という名前がついてる。このことに対しては、私もこの調整の中でこれは外してほしいと。だから、我々の組合の役員会の中でも、今後東議員が指摘をしたような問題が生じたときに、やはり大きな問題に発展しかねないと。だから、この分は何とか外して、実態に合うような名前前で払い出しをしていただきたいということをお願いをします。上林助役とは何回もこの件については話をしてるんですけども、その辺の今後のあなた方の考え方をお示しを願って、私の質問を終わります。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 財産区会計の執行科目の補助金の件でございます。当然、今の制度上ではどの項目に値するかということも十分検討せんといかんと思います。1つは、議員も御存じのように、この山林の処分をして財産区を設定した場合は、その設定した年度で7割全額を負担金補助という形でまず執行しております。山林以外の財産区につきましては、そういう即全額、5割から4割の形になるんですけども、その分が要するに一応公共事業をやっていくごとに執行してるという形をまずとっております関係上、その年度でやはり一度に7割分を執行しているという経過もございません。

確かにそういうこともありますので、先ほどの東議員の質問の中にも、何とか売払代金という形で執行できないかという提案もございますんですけども、財産区会計を設定すれば収入として土地売払収入でまず受けております。会計上、収入としてはそういう形で受けてる以上、売払代金という名目では歳出は執行できないというのはまず1つございます。

さすればどんな方法があるのかということもございまして、先ほど総務課長の方から御答弁をさしてもうたとおりで、十分どんな方法があるもんか検討をさしていただきたいと、かように思っております。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） 非常に初歩的なことで、私よくわかりませんのでお教をいただきたいというふうに思うんですが、既に本件が公印の不正使用の問題で議会で問題になったときに出された資料、登記簿があるんですが、これでは確かに所有者の中には大字新家村等が記載をされて、7分の1の権利、これを明記されているんですが、しかし最終的に市の所有権保存をし、所有権を市に明確化した上でいわゆる売買によって緑資源公園のものになっていると。普通、所有権を云々する公簿上の書類ですね。登記簿謄本ですね。これにはそういうふうになっているわけです。

ところが、先ほどからずっと質疑を聞いておきますと、どうも契約は市ではなくて、確かに総有という点ではわかるんですが、しかしこの書類上からいえばそうではない。いわゆる当事者である旧新家村ほか3郷共有林野組合と、この代表者間で契約は結ばれていると。この辺のことについて1つ、どういうふうに理解をさせていただいたらいいのか、お示しをいただきたい

それから、やはりこれ市のものだという判断に立てば この書類上ですよ。市のものだという判断に立てば、当然その譲渡等については、これは市の議会でのやっぱりかかわりある条例事項ですよ。ここでやっぱり審議に付さなければならぬ。

ただし、額によっては、額に制限がありますよ。

だから、今回のような600万、後に出てくる議案の2,300万と、こういう少額の場合にはこれは関係ないわけですが、しかし基本的にはやはり議会の意思を問うと、公有財産の処分ですから。そういう点では、先ほど何か売買契約のほかにも、売買契約自体も私はどんなものか定かではありませんので、お示しをいただきたいのと、それからそれに伴って市と、それからもう組合というふうな名前と呼ばしてもらいますが、当該組合との間に合意文書が交わされていると、こういうことなんです。その合意文書のポイントみたいなものはどうなのか。

本来、公簿上は、公的な書類の上では市の所有ということになってるんですが、實際上総有ということで、事実上認められた契約になっていると。でないとおかしいというふうに思うんですが、その辺をどういうふうに縛りを同意書の中でかけているのかですね。

その辺も、本来は公簿上はこうだけれども、従来の歴史的な経過にかんがみ、こうこうこういうことでこういう処分をさしてもらうんだと。こういうふうな、そういうことで合意するとか、その辺とポイントらしきものを少し言っていたかないと、合意をしてるということだけではもうひとつよくわかりませんので、その辺もお示しをいただきたいのと、こういうふうに思います。

もうほんとにずっと論議が続いておりますので、ほんとに初歩的な質問、以上2点に絞ってお示しをいただきたいと。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） もともとの登記は、御指摘ありましたように3カ村というか、泉佐野、それから田尻、泉南ですね、の共有という形になっているわけでございます。ただ、それでは売買するときに登記ができませんので、それぞれ泉佐野市は泉佐野市長、あるいは田尻やったら田尻町長、泉南の場合は泉南市長という形で一たん保存登記をするということなんです。その上で、売却して所有権移転を緑資源公園に移すと、こういうことになるわけでございます。

先ほど来ありました、なぜ契約者と登記簿の名義と違うのかということもございまして、先ほど

来からの質問者に答えておりますように、本来は財産区管理者泉南市長云々で契約もし、そして財産区設定をしてお金をいただくと。そして3割を置いて7割を出すと、こういうことで本来やるべきだということで、我々も当初からそれを主張しておりました。地元はそれでは困ると。すべて地元で契約し、3割要るんだったら寄附するよということやったんですね。それはだめだということで意見が違っておりました。

その中で、我々の言う財産区でやった場合、じゃどうなんかということで緑資源公団に聞きますと、将来これは泉南の道になるんだと。したがって、緑資源公団で用地を買って道はつくるけれども、将来は泉南市に移管ということですので、そうすると3割相当分、市へ入る分は払えないということになりますので、そうすれば7割で契約してしまうというのは、市民に対しても非常に損失といえますか、与える結果になりますので、それはまずいということで、何かいい方法がないかということで出てきたのが今の契約形態でございます。契約は地元とやっていただくと。ただし、我々はそのに対して同意をします。一方で、その所有権移転の登記簿上は保存登記として泉南市に移すと。それによって、今度売買で緑資源公団に移すと、こういうことにしたわけでございます。

お金はどうかということは、お金はやはり我々は従来からの事務処理であります財産区扱いで処理をしたいということで、これは地元の方も御理解いただいて、そして今回受け皿としてこの財産区設定をしたということでございます。したがって、従来からのやり方と一部違いますけれども、しかしそれは市全体としての利益、市民の利益のためにこういう方法をとらざるを得なかったということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

それと、売買契約については、旧新家村ほか3郷共有林組合を当事者と認め、土地売買契約締結することについて同意するというにいたしております。緑資源公団事業として、泉州東部広域農業用道路建設に伴って下記の土地に係る共有持ち分の7分の1の土地売買契約に関するところでございます。新家は7分の1しかございません。上

記に係る7分の1の請求に関することについても地元の代表者でやっていただくと。ただし、この金額ですね。お金の受領については泉南市の指定する口座とするということで、今回泉南市に入れていただくと、こういうことになっておるわけでございます。

したがって、その内容でもって事務処理を行い、そして契約は地元、そして登記簿は今戻しておりますが、きょう議決をいただければ泉南市の保存登記にして所有権移転をしていただくということ。それと、お金については泉南市の指定する口座、すなわちこの財産区の口座に入れていただくと。そして、3割は一般会計、7割は地元公共事業補助金として事務処理をするということにした次第でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） これを見せていただきますと、1月10日に所有権移転が緑資源公団の方になされていると、こういうことなんです、いわゆる契約や合意ですね、これは日付は、合意文書があるということで、多分これから後、泉南市がそうやって所有権を明らかにした上で、市としてその権利移譲をやったと、こういうふうな内容であるのかなというふうに理解をしたんですが、ただ売買契約の民法上の契約者の一方にその組合がなり得るのかどうか。

いわゆる登記簿上の権利者の意向は反映され、同意文書が交わされて契約に至ったと、こういう経過はよくわかりますが、その辺の民法上の、先ほどは商法上の問題が出ましたけども、契約ですからむしろ民法上の規定かなというふうに思うんですが、その辺のあやちはどうなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 馬野総務部次長。

総務部次長兼総務課長（馬野史朗君） 契約の相手方が民法上どうかということと思いますが、これにつきましては、浅草の共有林野組合につきましては一般的には公益法人、また人格のない社団等ということにはございますので、多分人格のない社団に当たると考えられます。

それにつきましては、一般的に法人格のない団体につきましてはいろいろ条件があるわけですが、その中で社会的には独立した団体としてそ

の存在が認められているということの中で、団体としての組織を備えている、多数決により団体意思が決定されていること、構成員の変更にかかわらず団体は存在し、規約等により代表者、管理人、総会の運営、財産の管理等について定めがあることということになっておりまして、これらに照らし合わせますと人格のない社団に当たるといふふうに思われます。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 公有財産の売買にかかわる問題でありますから、額がもっと大きければ議会の承認事項にもなり得るといふ問題でもありませんから、できましたら売買契約書及び合意書について議会の方にまだ出ておりませんので、提出していただければというふうに思うんですが、どうでしょうか。議長、御配慮をひとつお願いしたいと。

議長（角谷英男君） 後ほど配付させていただきます。ほかにありませんか。（東 重弘君「議長、議事進行」と呼ぶ） 東君。

6番（東 重弘君） ただいま、堀口議員さんの質疑をお聞きしてたんですが、この中に前回の臨時議会と全く違う答弁がございます。指摘をしましょうか。市長が、次からは緑資源公団以外は財産区財産、もとへ戻すという答弁をされました。たしかされましたですね、もとへ戻すと。これは例外と思いますね。前は、馬野課長はこれだけですとゆうてからわざわざ訂正をさしてほしいという答弁をして……

議長（角谷英男君） 東議員に申し上げますが、今言われているのは議事進行に当たらないと思います。場合によっては答弁の違いも出てきます。それはそれで質疑を行っていただくことが正しいと思いますので、今のは議事進行に当たらないといふふうに判断をいたします。

6番（東 重弘君） 指摘だけしときます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可と

することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第11号 平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第11号、平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算について御説明を申し上げます。

議案書の95ページをお開き願います。内容といたしましては、泉州東部区域農用地総合整備事業の事業用地として泉南市別所630の2の一部で、面積1,410.59平方メートル、約427坪を緑資源公団に売却するものであります。

歳入といたしましては、売却代金2,373万7,000円を財産売払収入として計上させていただきました。

歳出といたしましては、財産売払収入2,373万7,000円から小作補償料120万円を差し引いた額2,253万7,000円の30%相当額676万1,000円を一般会計に繰出金として、また70%相当額の1,577万6,000円を地元公共事業補助金としてそれぞれ計上させていただきました。

以上、簡単ではありますが、本議案の説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めま

す。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時 2分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、議案第12号 平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第12号、平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書103ページをお開き願います。補正の理由につきましては、平成14年10月1日より改正老人保健法が施行されたことに伴い、電算システムの修正が必要であります。このため、必要経費として340万3,000円の予算措置が必要なため補正するものであります。

補正予算の内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

47億1,017万5,000円とするものであります。歳入歳出の明細につきましては、107ページから108ページに記載しているとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔真砂 満君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） これだけに限ったことじゃないんですけど、今議会でもそうですけども、議案に必要な資料が議案審議を終わってから提出するということが多々あります。この議案に関してでも、過日の議会運営委員会で議会までに資料を出すということで総務部長が答弁されておられるんです。この議案審議、上程されましたけども、いまだに資料が提出されていない。

このことは一体行政側はどう考えてるんですか。きちっと議会で言われたことについて、今後気をつけますということはたくさんあるんですけど、本当に気をつけてするんでしたら、ちゃんとやってくださいよ。議長、これ議案審議するまでに資料出すようにちゃんと指示してください。

議長（角谷英男君） 真砂議員の議事進行についてであります。今資料を整える状態でありまして、暫時休憩をし、配付をさせていただきたいというふうに思います。

暫時休憩いたします。

午後1時 7分 休憩

午後1時12分 再開

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第13号 平成14年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第13号、平成14年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の109ページをお開き願います。補正予算の内容につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,493万5,000円を増額し、23億4,066万9,000円から25億3,560万4,000円とするものであります。

それでは、歳出について御説明申し上げます。

116ページをお開き願います。

下水道建設費について、工事の実施設計など委託料3,970万円、工事請負費1億3,189万5,000円、水道管移設などのための補償補填及び賠償金2,334万円、合わせまして1億9,493万5,000円を増額するものであります。

内容につきましては、下水道建設費につきましては岡田地区や樽井地区など本年度予定しております9件の污水管渠の整備に係る費用を増額するものであります。

歳入につきましては115ページをお開き願います。ただいま御説明いたしました歳出の財源といたしまして、国庫補助金367万5,000円、一般会計繰入金2,896万円、市債1億6,230万円、合わせまして歳出と同額の1億9,493万5,000円を増額するものであります。

続きまして、117ページをお開き願います。今回の下水道建設費の増額に伴いまして、地方債の限度額を変更する必要がありますので、第2表で地方債の補正により地方債の増額補正をあわせて上程いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） 今予算で1億6,230万、それだけの下水道工事をやる。そのほとんどが起債にゆだねられると、こういうことになるわけですが、このことによって、ここに今年度末の地方債残高というのが約1億6,000万ほどふえて164億4,200万と、大変な起債の発行が出ている。これはね返りがどのように一般会計にはね返るのかですね。その辺をお示しをいただきたい。

それから、これをやはり抑えていくための今後の見通し等ですね。一般会計では233億と、これだけの起債発行高に、市債高になっているわけですが、この下水道会計の起債発行ですね。これも大変な額になってきていると。一般会計ではいろいろ財政再建化を考えてるけれども、こういう公共事業ですね、これの伸びを抑えていくと、いわゆる慎重な対応を進めていくと、こういうことについての今後の見通しですね。これについてもお示しをいただきたいと。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 下水道事業のいわゆる起債の一般会計とのかかわりでございますけれども、現在164億余りの起債があるということ、現状では約10億程度毎年償還しておるということございまして、このまま現状のままで事業を進めると、大体平成31年ごろに一番償還のピークが来ると、現状の事業を現状の規模で進めるとですね。ということで、非常に一般会計に与える影響は強くなるということで我々考えております。

特にこの対応としまして、今後の一般会計の繰り入れ見込みににつきましては、既発行分の公債費の増大、維持管理費の増加によりまして、いわゆる基本的な繰り入れ、あるいは政策的な繰り入れともに増加する傾向に現在ございます。

このような中で、当然事業の縮小によりまして公債費の平準化、まずこれが1点でございます。

そして2点目が、事業の縮小とあわせていろいろ管理費用に充てております下水道料金ですね。これが相当長い間見直しを行っておらないということもあって、今後当然効率化を図る上でまた見

直しが必要であろうかと。

そういういろんな対策によって、できるだけ一般会計への影響を少なくしていくということで現在のところとらえております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 下水道の基本的な収入というのは使用料収入、それから受益者負担金と、こういうことになってくるだろうというふうに思うんですが、面整備がもう既に終わっているところでのいわゆる受益者負担金なり使用料収入ですね。本来入ってくるべき収入がきちり入ってきてるのかどうか。

今、景気が非常に大変な時期ですから、その辺の、結局工事はどんどんやっていくけれども、入るべき収入が十分見込まれないと。予定したやつよりもどんどん悪くなっていると、こういう状況にないのかどうか。その辺改めて明らかにしていただきたいと、こういうふうに思います。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） いわゆる建設費用に充当します受益者負担、また一般の管理経費に充てます下水道使用料、これは非常に重要な財源でございます。だから、確かに一定の滞納額はあるんですけども、毎年臨戸徴収なり、いわゆる未納金の対応についてはそういう形でできるだけ滞納のないように我々日常業務の中でやっておるといのが現状です。

現在の滞納をちょっと申し上げますと、13年度末で受益者負担金につきましては2,300万余り程度、それと下水道使用料につきましては1,500万余り程度と。現年度分と滞納繰越分を合わせたの額でございます。こういう状況にありますけども、できるだけその滞納をなくしていくという方向で我々は取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 既に面整備が終わっております、本来枝管を引き込んでいわゆる水洗化していただけたところで、まだなおかつそれが進んでいない。使用料というのはもう既にジョイントできているわけですから、当初借入金制度もあ

りますけれど、ウン10万、100万近い布設料が要るわけですから、引き込み料が要るわけですから、そういうことについてのやはり——使用料というのは水道料金と同じような積算で計算されるわけですが、これは大した額ではないというふうに思うんですが、結局はなかなか工事にかかれない、面整備ができておってもね。そういうことで、本来布設していただけたところで布設ができていない、こういうところはどの程度あるのかですね。

それと、先ほど言われました、000万何がし、1,000万何がしのこれは大体率にしてどれぐらいの割合になっているのか、その点もお示しをいただけたらというふうに思います。もう最後ですから、答弁まとめてよろしく願います。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 1点目がいわゆる面整備されてつなぎ込み、接続している状況はどうなのかという点でございますけども、水洗化率で申しますと92.3%が現在の接続状況でございます。

それと、2点目のいわゆる滞納額、さきにお話しした額は13年度末の決算でお示した額でございます。率につきましては、下水道使用料につきましては約10%になるかと思っております。それと、受益者負担金につきましては今算出しておりますので、ちょっとお願いできますか。

〔和気 豊君「議長、また後で資料で出していただければ結構です」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 上山君。

10番（上山 忠君） 今回の補正ですけども、説明によりますと9件ということで、専決で3件、2億3,000万ほどやられてますわね。そして、今回新たに9件ということで補正されてるんですけども、専決でやった3件と今回補正でやる9件とのどちらの方に、補正でやるということは緊急性があったから補正でやったということやけども、今の下水道の面整備については、各地域かなり要望されてるんですけどね。その緊急性をどこに見つけて3件を専決やって、9件はなぜ補正でやられたのが1点。

あと、受益者負担に関する件ですけども、泉南

市の下水道事業受益者負担に関する条例を見ますと、第3条で受益者が負担する負担金の額は当該受益者が次条の規定による公告の日の属する年の翌年の1月1日現在において所有し、それから4条では、市長は毎年12月に翌年度に負担金を賦課しようとする区域を定め、これを公告しなければならないとなってるんですけど、実際面整備が終わり、升の設置が終わった時点でつなぎ込みをやった。そして完了検査を受けた時点で下水道使用料金は支払うべきで、現在はそういうふうになってるんですけども、この受益者負担の条例からいきますと、工事を行った年度の12月に次の受益者負担はこの地域の工事の終わったところから取りますということで、実際は1月1日というふうになってるんで、工事が終わった期間から下水道料金ももらってるときからこの受益者負担金を賦課するに最大10カ月ぐらいの差があるんじゃないかと思うんですよ。

そしたら、こういう下水道財政が厳しき折に、本来は公共下水道升が設置された時点で受益者負担は賦課すべきじゃないかと思うんですけども、その辺についてはどう考えておられるのか、お示ください。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、1点目の専決の際の工事件数3件、今回9件お願いしてるという点でございますけども、今回お願いしておりますのは、地区別で申し上げますとかなり規模的には面整備でも小さいということで、この1億3,189万5,000円、これの内訳として岡田地区が2件、そして樽井地区が4件、それと馬場地区が1件、そして新家地区が2件、計9件ございまして、1件当たりの規模が専決した工事よりも小さいということで、9月の補正で来年の3月までに工期的に十分間に合うということで今回お願いしております。

それと、受益者負担のいわゆる条例上御指摘あったかと思うんですけども、この点につきましては確かに受益者負担の賦課につきましては、年度末に工事が完了した区域につきましては、翌年度の7月1日に供用開始して、当該年度の12月に公告すると。そして、翌々年度の7月1日に賦課

しておりますので、おおむね2年程度ですか、工事が終わって1年半ぐらいですね。約1年半ぐらいいおくれて賦課されてるという状況でございます。

この点につきましては、確かに御指摘のとおり、できるだけ早いこと賦課するというのが大切かと思えますし、今後工事完了後できるだけ速やかに賦課対象区域を公告して供用開始、毎年7月1日と同時に賦課できるよう、条例改正等について検討した上で処置していきたいなと、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） この下水の工事で9件は工事単位が小さいから、補正で上げて年度末までには工事が完了するだろうと。前回の専決でやったのは、工事期間が長いということで専決しなければ年度内の完了が見込めないの非要はやったということなんですよ、今の説明をお聞きしますと。

しかし、単純に計算してみますと、今回の1件当たりが大体1,460万、単純計算ですわね。そして、専決のやつが大体4,000万から5,000万ぐらいの1件当たりの工事件数やと、ちょっとあれなんですけどね。

こういう中でも岡田が2件、樽井が4件、馬場が1件、新家が2件というふうに分散してるんですけどね。やはり、ちゃんとこの地域、工事期間が長くかかるからというふうなことじゃなしに、本当に面整備、市民が待ち望んでる面整備については、やはり当初予算で上げるべきじゃないかと思うんですよ。1年間のちゃんと計画年度があるんですから、その中で今年度はこの地域ということで、当初の予算の中で計上してやるべきじゃないかと思うんです。こんなに年度途中とか、それとか専決とかいう形でやるのは若干いかなものかと思うわけなんですけども、それについて。

それと、この受益者負担については先ほど答弁で、私は最初10カ月ぐらいいかなと思ったんですけども、先ほどの答弁をお聞きしますと、1年半ぐらいいかかってるというふうな御答弁なんですわね。やはりちゃんと投資したやつに対してはそれを早く回収できるような方策を持っていかなと、これだけの今赤字が、地方債の残高が164億あ

るんでしょう。そういう中、1年半も放置しとって、それから受益者負担金をお願いしますと。ということは、結局最長になれば3年間の期間の余裕があるんですからね、4年半はお金をもらえないということになるんですわね。

その辺について再度、やはりこの辺のとはちゃんと投資したやつを早く回収するためには、先ほど条例を変えてでもというふうな答弁でしたんですけども、なるべく早くやって、多少とも地方債とか下水道会計が潤うような形にしてほしいと思うんですけども、その辺についてはいかがでございますか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 工事費の予算の計上のあり方についてでございますけども、確かに当初から当然予定すべき工事については予算化すべきであると私もそう考えております。ただ、ことは骨格予算でもございましたし、とりあえず急ぐやつについてはいろいろ機会があれば予算計上をお願いしてきたという経緯がございますので、今後御指摘の点につきましては、できるだけ工事は早くするにこしたことはないということを、いろんな制約があるかと思うんですけども、工期的にもできるだけ早く予算化するというのが鉄則だと思いますんで、その点につきましては今後十分気をつけていきたいと考えております。

それと、先ほど賦課について、実際は1年4カ月ですね、年度末に工事が終わって翌々年の7月となります。だから、できるだけ御指摘の点につきましては早く賦課ができるよう条例改正しなければいけませんけども、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（角谷英男君） 上山君。3回目です。

10番（上山 忠君） 予算のあり方、そもそも当初予算で年間やるべき予算とかいろんな中で、この年度についてはこういう市民の要望に対してとかいう形の予算計上されるわけでしょう。そして、その後各議会のたびに補正というやつが出てくるんですけどね。補正予算というのは、本当に緊急かつ急ぐやつが補正であって、従来の予算の立て方の中からいけば、余りにもこの泉南市は補

正、補正でつないでいってるんじゃないかという気がするんですわ。

そやから、当初予算をちゃんと整理して立てて、それで市民生活にどうしてもサービスの不足を来すようなことがある分については、もうこの補正という手段をとってもいいと思うんですけども、何か補正、補正でやり過ぎるんじゃないかという気がするんですけどね。これらについては市長としてどういうふうにお考えなんですか、最後にお願ひします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 例年ですと、当然1年間の事業に見合った予算を当初に組むわけなんです。ことは御承知のように市長選挙がございましたんで、当初は継続の事業に限って上げさせていただいて、それとか管理経費ですね、6月で肉づけ予算をすると、これはほかの事業もすべてそうだったんですが、ただこれは特別会計でございまして、御承知のように6月も審議未了という形になりました。8月の臨時議会も審議未了という形になったわけですね。

それじゃ、せっかく期待されてる地域、あるいは事業規模において間に合わない部分が出てくるということで専決させていただいて、急ぐ分あるいは規模の大きいものはですね。そして、今回専決の報告で御承認いただいたわけございまして、そのときに専決をしなかった分が今回上がっているということですので、通常の年とは違う形態になっておりますので、その点はまず御理解をいただいた上で、そして本来はやはり当初1年間を見た上での予算措置というのが原則でございます。御指摘のとおりですね。また、緊急性とか、あるいは国庫補助が急についたとかいう場合には補正という対応になるというのは、もう御指摘のとおりかというように思いますが、ことはそういう事情がございましたんで、ずれ込んでくるというのが今回の補正でございますんで、御理解いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 島原君。

16番（島原正嗣君） まず、議案の内容からお尋ねをいたしたいと思いますが、116ページの、今助役さんの方から提案理由の説明がございまし

たが、この節区分の中の委託料3,970万ですか、この委託する内容と、それから同じく工事請負費1億3,100、これは9件分だということですが、これについても先ほど真砂議員さんから御指摘がありましたように、岡田地区2件と、それから樽井、馬場というような感じでそれぞれ御答弁いただいたんですけども、できればやっぱりこうした予算に関連する議案の具体的な内容については、後で結構ですから資料提供を願いたいと思います。

それから、同じく2,334万円の補償及び賠償金と横に書いてるんですが、これはきのうも専決処分の中で問題になりましたですね。これは、一般の水道との関連でこういうふうに組まれてるのか。もう少し具体的に御答弁をいただきたいと思います。

それと、先ほども議論がありましたが、今後の下水事業の年度的な事業計画なんかはどうなってるのかですね。例えば、年度年度の計画を立てられて、年間の泉南市全体の普及率を何年度ぐらいまで立てられているのか。その点について考えがあればお示しをいただきたい。

それと、もう1つは、この下水道事業を全市的に見て、バランスをきちっと考えないと、今の状況ですと第二阪和から下の方がかなり進んでおるけれども、第二阪和から上のいわゆる山手側については現在相当新家駅前を中心に市長のお住みになってる砂川の方にはつないでるようですけども、この山間部におけるこの下水道の関係ですね。面整備を含めてですけども、余り明確に組まれてないような気がするんですけども、本市の最終的な下水道事業に対する完成終了年度は幾らくらいのめどを持っておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

それと、今御提案のありました面整備を含めての関係で、現在のところその事業が終了すれば実際泉南市の下水道の普及率は幾らになるのか、お知らせをいただきたい。

それと、大苗代にあるあのし尿処理場との関連ですけども、これもいまだに地域には大苗代地区と榎井地区には一定の金額的な補償を行ってるようでありますけれども、そのことも含めて、この事業との関連が私はないとは言えないと思うん

ですが、どのようになっているのか。

それから、大苗代のし尿処理場の最終処理はどのようにするのかですね。そのことも含めてとりあえず御答弁いただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、1点目の委託料の内容でございますけども、主に内容は3点に分かれております。合計この額になっておりますんで、1点目が流域別下水道総合計画。これは大阪府が平成12年につくった計画でございます。これに整合、適合さす作業の委託が1件ございます。要は、これによりまして本市の下水道計画の見直しを行っていくというのが1点でございます。

2点目が、この作業によりまして、本市の下水道事業認可変更ということで、当然作業によりまして見直しされ、認可変更ということも想定しておりますので、これの業務委託が2点目。それと3点目がその他実施設計委託が一部ありますんで、合計3,970万でございます。

それと、工事請負費の9件を地区別で御説明申し上げましたけども、箇所図につきましては後で資料として御配付させていただきます。

それと、補償補填及び賠償金の関係でございますけども、いわゆる専決の補正でもありましたように、工事に伴います水道管の移設の水道部への補償でございます。全く同じでございますので、その点よろしくお願ひします。

それと、年度別事業計画はどうなっているのかということですけども、現在は当然認可区域が基本でございますけども、旧国道から下をできるだけ一日も早く仕上げるという方向で岡田地区、西信地区を中心に取り組んでおるとというのが現状でございます。それとあわせて御指摘のありました大阪府が実施しております流域幹線、これをできるだけ普及率を高めるということもございまして、新家地区あるいは砂川地区ということで大阪府にお願いして、流域幹線を現在延ばしていただいております。これに合わせて新興住宅、新興団地のつなぎ込みという問題が当然近々起こってまいります。

それと、バランス的に現在旧国道から下側を中

心にやっておるんですけども、普及率としては今現在34%ですけども、4年後ぐらいで新家あるいは砂川、こういう大規模団地に接続しますと、大体50%ぐらいに普及率が上がるのではないかと、こういうように想定しております。

ただ、御指摘のとおり旧国道から山側、第二阪和国道まで、あるいは信達の地域、こういうことをとらえますと、いつごろ認可区域が終わるのかという点につきましては、いろいろ条件、お金の面とか補助金の面とかいろんな面がございますけども、すべて認可区域を終了させるのは相当時間がかかるであろうと。おおむね何年かと言われますと、ちょっと見当、余り無理して言えないということですので、その点は御理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、大苗代にございますし尿処理場との関係でございますけども、これにつきましては、御承知のとおり下水が普及すれば当然処理人口も減っていくということになるかと思っておりますけども、最終処理につきましてはちょっと部署が違いますので、そちらの方からお答えさせていただきます。議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。市民生活環境部長（油谷宗春君） し尿の最終処理の件でございますが、現在のところはどうか、こうすると持っておりませんが、現在、現況のまま行ってまいりたいと考えておりますが、今後下水道へのつなぎ込みにつきましては、技術的、また制度的な制約についての検討をこれからやってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 議案の内容にかかわるわけですけども、とりあえずこれから再質問したいと思っております。

きのうの段階でも質問をいたしましたように、今の御答弁ですと、結局下水道事業と一般の水道との関係で、下水道事業を請け負った業者に、結局その業者に水道の事業も随意契約というような形でお任せをすると、こういうことなんですけども、それも私は一体工法という視点からいけば1つの方法かもわからないけれども、この泉南市の条例等にも明確に書いてありますように、下水道

事業というのは、御存じのように都市計画法に基づく事業ですよ、これ。一般の飲み水の水道事業というのは、これは公営企業法に基づいた中で、泉南市はいろんな具体的な条例等、規則を決めてるわけですね。

それと、もう1つは、ちょっとおかしいんじゃないかというのは、やっぱり水道事業者は水道事業者なんですよ。市の方から公認業者というのは指名するわけですけども、だから都市計画法に基づいたいわゆる下水道事業の資格要件をなす請負業者、それと今言った公営企業法に基づく泉南市の認定公認業者、これはおのずから違うと思うんですよ、その資格要件が。

同じ業者が水道の認定業者であり、下水道で指名をいただいているならこれはまた別ですけども、しかしそういうことをやりますと、これは一定矛盾というものが私は生じるのではないかなと思いますし、水道業者にとってもそういうことをあらかじめ説明をして、そういう了解をとってのことなのか。法的にはそういう必要はないにしても、泉南市は泉南市としての市長が管理者ですから、市長の方からどういう説明してるのかちょっとわかりませんけれども、こういう手法をやれば、一般の水道業者は仕事も減ってくるし、内容等についても矛盾があるのではないかなというふうな感覚を私自身はそう持つんです。

何も水道事業者から頼まれておりませんよ。おりません。聞いてくれとも言われてもおりませんけれども、口ききなんてしてくれて頼まれたことありませんが、いずれにしてもこういうやり方をやると。これはやっぱり従来のいき方からすると、随分と問題があるように思うんですが、そこらあたりは別にどうということないんですかな。このことをお聞かせ願いたいと思っております。

それと、泉南市全体の下水道の完成時期は今ちょっとここで言えないと、こういう今部長さんの御答弁ですけども、それはそれなりの理由があったと思うんですけども、やっぱりもっと泉南市全体の下水道行政に対するきちっとしたこれから計画というものを仕上げないと、ある地域においては、全然いつまでたっても来えへんのかなというような御家庭もあるでしょうし、ある家庭

においては、もうこの事業はもともと男里の方から先はずっと面整備してきたわけですから、物理的にはわかりますけれども、行政の公平性という面からすれば、市民にとってはそういう問題がいつかわからないということでは、私はいかがなものだろうかというふうに思いますよ。

確かにお金もかかるし、財政も非常に苦しくなってくるし、バブル時代と違いますから、そういうことは私もよくわかりますけれども、行政の公平性、バランス性からいいますと、おくれてるところはいつまでたってもおくれますのかということになってくるんじゃないですか。これは都市計画法にのっとってやってるわけですから。都市計画法税を皆払ってるわけですからね。私はそういうような感じを持つんですが。

それと、大苗代のし尿処理場の関連ですが、もう既に職員は一部、従来のし尿処理場の職員はそのまま残ってるんでなくて、例えば10人おったのが10人職員さんが残ってるんじゃないし、一部既にある職場に配置をしてるということも聞いてるんですが、具体的にはこれはどういうふうな配分なり配備をしたのか。水道の方にも行ってるし、一部事業部の方にも配属されたということですから、その配属の定義ですね、位置づけは、例えば下水道の普及率が30%あるいは40%の場合はあそこの職員をどれだけ減員していくというふうな具体的なことはお決めになってると思うんですが、余り具体的なことは必要ありませんけれども、大体あのし尿処理場は職員何人いて、今のところこういう構成でやってるということぐらい、わかっておればお聞かせをいただきたい。

それと、補償についてちょっと御答弁なかったと思うんですけど、僕の聞いているのは大苗代地域と、それから樫井地区に今までに年間、ちょっと私の記憶ですと、間違ったらごめんなさいよ、痴呆症が大分入ってきてますから。私の記憶ですと、大体500万程度ですか、年間。それぐらいな金額をお支払いになってるというふうなことを聞きおいてるわけですけども、これも将来的に、未来永劫にそういう補償をしなきゃいかんのかどうか。契約はどないなってるのかですね。そこらあたりもちょっとお知らせをいただきたい。お願

いします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の一体施工につきましては、従来から議会からも御指摘もあり、私どもも公共事業のコストダウン、それと効率的な施工、市民に迷惑をかけない、こういう視点からいろんなケースについてケーススタディーを行い、研究をしてまいりました。すべてが一体施工することの効果があるんかということ、必ずしもそうではございません。場所とか、それから規模とか状況によって違いますので、それぞれによって違うわけなんですけど、一体施工した方が非常にコストも安くなり、また市民に迷惑をかけないということであれば、やっております。

これは昨日も御答弁申し上げましたように、公共下水道事業請負業者さんに水道管の仮移設等、同じ請負率を1つの基準にして発注をしております。それによって一体施工が行われ、コストも安く工期も短く、掘り返し期間も短縮できるということで効果を上げております。

御指摘ありました水道公認業者との関係でございますが、公認業者というのはあくまでも給水の方なんです。本管から分かれて家庭内に入れる工事、これについては公認制度をとっております。これも阪神・淡路大震災の件からこれが非常にネックになったということで、もともと市内だけの制度でもあったんですが、そうじゃなくて、今広く門戸が開放されております。

それと、この一体施工するにつけて、そういう方々とのコンセンサスはとれてるのかということにつきましては、事前にお話をさしていただいて、すべてではありませんけれども、こういう形でやった方がいいという場合には、一体施工という形ですますよということで御理解をいただいております。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 先ほど私の方でお答えしました完成年度の問題でございますけども、ちょっと誤解を与えてもいけないし、何年目標ということは言わなかったんですけども、いろんな制約等がございますが、できるだけ確かに現在、旧国道から海側、そしてさらには第二阪和までと、

そして信達地区ということで、一定のきちとした目標を持って計画を進めるというのが大事かと思えますし、今後できるだけ事業が進捗できるよう計画におきましても一定検討していきたいなど、このように考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 双子川浄苑の職員の配置の件なんですけれども、この6月から双子川浄苑の施設の運転管理について市民生活環境部の方で民間委託ということで、運転管理業務について直営から委託の方に移行したということに伴いまして職員数の減員をいたしております。その職員の配置先でございますけれども、都市整備部の施設の管理の方と、それと水道部の上水の方と、それと教育委員会の施設管理の方にその部分についての職員は配置がえという形で処理をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 島原先生御指摘のとおり、地区整備補助金といたしまして大苗代地区、下村地区、榎井西町会にお支払いをしております。

今後の件でございますが、私ども考えておりますのは、下水道の普及によって量が変化するということがございますので、それによって今後協議検討というんですか、それをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） 島原君。3回目です。

16番（島原正嗣君） 一体施工の問題は市長御答弁いただいて、具体的な内容は若干わかりましたけれども、ただ、今までの事業の流れとしては、確かに取りつけ作業をするのがいわゆる水道業者、公認業者の役目やというふうに私も思ってます。この前、二、三年前ですか規制緩和されまして、岬町の業者でも泉南の仕事ができる、田尻の仕事ができるということになりましたけれども、ただ一般論として、維持とか面整備のどこにかかっての水道が関連する場合は、下水道工事を請け負った業者に持っていくということは別に悪いと

いうことはないでしょうけども、泉南市のいわゆる公認業者等については、今までの経営の業者に対する事業のかかり合いからいって、多少減少していくのではないかなという、そういう心配からお尋ねをしたんですけれども、答弁ではそういう水道業者は御理解をいただいと、こういうことですから、別にそれは問題ないなというふうに思うんです

それと、下水道業者は条例でもちゃんと書いてますように、これは原課の方ではきちとした下水道の資格を持ったもの、社員は2名以上のものにいわゆる事業を発注するという規定があるわけですね。そういうことのちゃんと確認は、下水道資格の要件を持った請負業者がちゃんとやられてると思いますけれども、そういう再確認をきちとして、資格証明をちゃんととって、これは1年に1回の指名業者の受け付けのときには審査をしてるでしょうけれども、今御提案のあった、例えば9件の請負業者にあってもそういうことをきちとなされてると思うんですけれども、それは間違いなくきちと認可をとって、きちとその会社に在籍をして、そういう資格要件を得て発注すると、こういう御理解でよろしいのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

それと総務部長、私も今初めて聞きましたんですが、民間に委託をしておると、こういうことなんですけれども、現在の双子川浄苑の処理、どこの業者に、これは6月からそういうことになされたのか。これは請け負った委託料というんですか、どういう形でやられてるのか。もっと具体的に御答弁をいただきたい。本庁の方なり水道の方に人員配置をしたというんですけれども、先ほどもちょっとお尋ねしましたように、全体でどれぐらい出て、もうすべて委託業者を決定したので、市の本庁の職員は1人も行ってないということなのか、いやいやそうじゃない、まだ二、三人残ってますということなら、その人数だけでもちょっと知らしていただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、下水道事業の業者の資格審査の関係でございます。これは土木の

関係で工事を行ってもらってるわけですけども、年度当初にこの入札の資格申請、審査書を出していただきまして、そこで我々としましては審査をしまして、そして要するに業者を選定してるということであります。

以上です。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 委託業者名は、鳴和环境株式会社でございます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 双子川浄苑につきましては、一部職員、運転管理の方の職員を人事異動いたしておりますが、まだ事務所の方、それとコミプラ等の対応なり、水質の問題がございますので、現段階ではまだ4名の職員が双子川浄苑で残って勤務してるということでございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第14号 平成13年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第25、議案第33号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成13年度各会計決算認定20件については、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員 藪野 勤君。

監査委員（藪野 勤君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成13年度一般会計及び特別会計等、並びに水道事業会計の決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた一般会計及び特

別会計等の決算について、平成14年8月1日、2日に井上監査委員とともに私が監査を行いました。この中で審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して製作され、その計数は関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

引き続きまして、平成13年度水道事業会計決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた水道事業会計決算について、平成14年7月30日に井上監査委員と私が審査を行いました。これにつきましては、水道事業会計決算書を中心に証拠書類並びに関係諸帳簿等について審査をいたしましたところ、いずれも法令の定めるところにより執行されており、その収支状況は適正に行われておりました。

なお、審査意見書につきましては、それぞれ別紙のとおりお手元に配付いたしております。

甚だ簡単でございますが、審査報告といたします。

議長（角谷英男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 質疑等なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定20件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。収入役 辻 勇作君。

収入役（辻 勇作君） 議長から御指名をいただきましたので、ただいま一括上程されました議案第14号から同第32号に至ります平成13年度大阪府泉南市一般会計及び各財産区会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条3項の規定に基づき監査委員の意見を付して議会の御認定をいただく必要から提案するものでございます。

それでは、各会計の決算の結果の概要を簡単に御説明を申し上げます。

まず初め、お手元の平成13年度決算書の1ページから8ページにわたります一般会計の決算でございます。

1款市税から19款繰越金までの歳入決算額209億8,528万8,784円に対しまして、1款議会費から13款繰上充用金までの歳出決算額は

212億9,007万1,553円と相なり、その差し引き不足額3億478万2,769円並びに地域ぐるみため池再編総合整備事業と留守家庭児童会施設整備事業の繰越明許費に係る一般財源及び既収入の特定財源の173万7,000円を合わせました3億651万9,769円が赤字となり不足をいたしましたので、同じ額を翌年度繰上充用金により補てん処理をいたしました次第であります。

なお、平成13年度だけの単年度の収支を申し上げますと、1億4,265万5,805円の赤字でございました。

続きまして、9ページ、10ページの泉南市樽井地区財産区会計の決算でございます。

歳入決算額6億2,946万4,456円に対し歳出決算額が977万4,942円となり、歳入歳出差引残額6億1,968万9,514円は平成14年度へ繰り越しをいたしました。

次に、泉南市狐池財産区会計、同じく信達市場（久堀池）財産区会計、同じく馬場財産区会計、同じく男里財産区会計、同じく海宮宮池財産区会計、同じく信達市場財産区会計、同じく新家高野・野口（大掛）財産区会計、同じく幡代財産区会計、同じく信達岡中財産区会計、同じく新家宮財産区会計、同じく信達岡中新池財産区会計の11財産区会計の歳入歳出決算につきましては、11ページから32ページにお示しのとおりでございますので、まことに勝手ながら省略させていただきます。御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、特別会計の決算について順次御説明を申し上げます。

33ページから34ページの泉南市交通災害共済事業特別会計でございます。

歳入決算額450万607円に対しまして、歳出決算額449万1,130円でございます。その歳入歳出決算残額9,477円は平成14年度へ繰り越しをいたしました。

次に、35ページから38ページにわたります泉南市国民健康保険事業特別会計についてでございますが、歳入決算額は51億4,320万6,138円となり、一方歳出決算額は50億5,791万333円で、その歳入歳出差引額の8,529万5,

805円につきましては14年度へ繰り越しをいたしました。

続いて、39ページ、40ページの泉南市老人保健特別会計でございます。

歳入決算額47億9,039万4,698円に対し、歳出決算額は48億1,278万5,976円と歳入を上回る結果となりましたので、不足額2,239万1,278円につきましては、翌年度繰上充用金により補てんをいたしました。

次は、41ページから43ページの泉南市下水道事業特別会計についてですが、歳入決算額21億8,342万9,687円に対しまして歳出決算額は21億8,342万9,687円と歳入歳出が同額となり、実質収支はゼロでございました。

次の泉南市污水处理施設管理特別会計は45ページ、46ページでございます。

歳入決算額4,284万7,432円に対し、歳出決算額は3,574万2,692円となりました。その歳入歳出差し引き残額710万4,740円は、平成14年度へ繰り越しをいたしました。

最後に47ページ、50ページの泉南市介護保険事業特別会計について申し上げます。

歳入決算額は18億2,675万6,607円、そして歳出決算額は18億2,594万6,096円でございます。その歳入歳出差し引き残額81万511円は14年度の会計へ繰り越しをいたしました。

ただいま順次御説明を申し上げます平成13年度泉南市一般会計を初めとする財産区会計、特別会計、各会計19件の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましてはその決算書の51ページ以下に、また主要施策の成果説明書は別冊でお示しをいたしておりますので、お手数でございますが、御参照いただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

以上、極めて簡単に御説明を申し上げて恐縮に存じますが、平成13年度の泉南市一般会計、財産区会計及び特別会計など各会計歳入歳出決算の結果につきましてはの概要説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 続きまして、議案第33号、平成13年度泉南市水道事業会計決算につきまして簡単に御説明を申し上げます。決算書につきましては、水道の分につきましては別冊になっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、決算書の27ページをお開き願います。業務につきまして御説明を申し上げます。

給水人口につきましては6万4,194人でございました。給水戸数につきましては2万2,456戸でございます。総配水量でございますが、860万7,657立方メートルと相なっております。取水量につきましては866万8,990立方メートルとなっております。

次に、恐れ入りますが、5ページをお開き願います。まず、収益的収入でございますが、第1款水道事業収益といたしまして予算額の合計が14億9,053万8,000円となっておりますけれども、これに対しまして決算額が14億4,649万421円となっております。

次に、6ページをお開き願います。支出の部でございますが、第1款水道事業費用といたしまして予算額が16億163万7,000円となっておりますが、これに対しまして決算額が15億1,641万2,234円となっております。

次に、7ページでございますが、資本的収支について記載をいたしておるところでございます。

収入の部でございますが、第1款資本的収入といたしまして、予算額が12億7,240万円に対しまして決算額11億7,588万7,260円となっております。

続きまして、支出の部でございますが、8ページでございます。

第1款資本的支出といたしまして、予算額が22億1,928万9,025円に対しまして決算額が15億8,876万1,722円となっております。

次に、公営企業ということで事業の損益でございますが、9ページと10ページにかけて記載をいたしております。10ページの下から3行目でございますが、これが当年度の純損失額でございますが、1億684万881円の損失でございます。

した。

以上、甚だ簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしく御認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより各会計決算認定20件に関し、一括して質疑を行います。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成13年度各会計決算認定20件につきましては、10名の委員をもって構成する平成13年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって平成13年度泉南市各会計決算認定20件につきましては、10名の委員をもって構成する平成13年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました平成13年度決算審査特別委員会委員10名の選任につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成13年度決算審査特別委員会委員に、

2番 竹田光良君

4番 大森和夫君

5番 前田千代子君

8番 奥和田好吉君

14番 南良徳君

16番 島原正嗣君

18番 成田政彦君

20番 西浦修君

21番 真砂満君

23番 藪野勤君

の以上10名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました10名の諸君を平成13年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第26、請願第2号 グループホーム認可化を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第27、請願第3号 泉南市幼稚園教育振興計画案即時撤回と幼稚園統廃合計画に反対する請願を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。なお、次回本会議は来る10月4日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後2時28分 散会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 東 重 弘

大阪府泉南市議会議員 市 道 浩 高